

疾病医療過誤に係る傷害保険責任の一考察

～国民の健康の維持・向上に資する保険法・医事法の交錯～

住友生命保険相互会社

泉 裕章

I. はじめに

本報告は、医師が、医療過誤に対する責任追及を危惧して保守的・防御的な行動を取ってしまうという一部の傾向は、国家や生命保険業界にとっての重要利益である国民の健康の維持・向上を阻害しかねないという問題意識に基づき、その問題の改善にわずかでも貢献すべく、疾病医療過誤に係る傷害保険責任のあり方について考察することを目的とする。

II. 医事法の領域における議論状況

この問題に関し、医事法の領域では、医療契約関係にある患者と医師の間には、本来、信頼に基づく協調的關係が存在するが、ひとたび医療過誤が発生すれば、損害賠償責任を巡って、両者は対立的關係に転じる旨が指摘されている。

こうした問題を踏まえ、その改善提案の例として、医療事故補償制度（損害賠償責任制度に代わる事故保険（傷害保険型保険）制度）の導入可能性が議論されているが、具体的な制度設計のあり方等の問題が指摘されており、制度導入に向けたハードルは決して低くないようである。

III. 疾病医療過誤に係る傷害保険責任の議論状況

本報告における主な考察対象が生命保険会社の取扱いに係る傷害保険である以上、原則として疾病は有責とならない。一方、疾病医療過誤に係る傷害保険責任を巡り、過去の下級審裁判例は、大きく、①疾病医療過誤を無責とする傷害保険約款の捉え方を貫徹するもの、②疾病医療過誤を有責とする例外的事情を認めるもの、の2類型に整理することができるが、②にいう例外的事情は、ごく狭い

範囲に限定されているのが現状である。しかし、分類項目や除外項目に依拠しない傷害保険約款の存在等を踏まえると、解釈論として、こうした例外的事情を広く捉える余地があるのではなかろうか[さしあたりの私見]。

IV. 傷害保険責任のあり方に係る解釈論的考察

医事法の領域における知見・議論を参考に、疾病医療過誤を下表のように分類したとき、私見としては、最大限、網掛けの類型が傷害保険有責の範囲になり得ると考えるが、その保険給付が損益相殺の対象とならない以上、こうした解釈論は、医師が患者側と協調的関係を維持するためのインセンティブとならない。

		a. 医療技術上の過誤	b. 説明義務違反
医療過誤	(1)加害行為	a-(1)	b-(1)
	(2) (1)以外行為	a-(2)	b-(2)
	(3)健康悪化せず	a-(3)	b-(3)
非過誤	(4)不良転帰	a-(4)	b-(4)

V. 傷害保険責任のあり方に係る制度論的考察

そこで、次に制度論を検討する。具体的には、ある疾病医療過誤につき、傷害保険有責とする場合、これを請求権代位の対象とするものの、生命保険会社はその請求権を行使しない旨の手当てを行う。これにより、当該疾病医療過誤に係る事実解明に対して、患者側と医師の利害が一致し、協調的関係が生まれる。

こうした制度論には、生命保険会社の事務的・金銭的負担を増大させる等の批判があり得るが、国民の健康の維持・向上に向けた全体最適実現のための一助として、必ずしも無益でないものとする。

VI. まとめ - 本報告の結論と今後の課題 -

本報告は、以上のような制度論を提案する。もっとも、傷害医療過誤との平仄、患者側と医師との対立的関係残存の可能性等、今後の課題が残されている。